

指定居宅介護（介護予防）支援事業所 管理者 様

指定居宅（介護予防）サービス事業所 管理者 様

羽曳野市保健福祉部保険健康室高年介護課長

## 居宅（介護予防）サービスの提供に係る利用者の診療情報提供等 に係る取扱いについて（通知）

平素は、本市介護保険事業の円滑な推進について、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。さて、標記のことについて下記のとおり通知しますので、当該取扱いについては厳守願います。

### 記

#### 1. 利用者の心身の状況に係る情報の共有について

要介護（支援）者（以下「利用者」という。）の居宅（介護予防）サービスの利用については、当該利用者が自己作成する場合を除き、利用者から居宅（介護予防）サービス計画の作成依頼を受けた指定居宅介護（介護予防）支援事業所の介護支援専門員等（以下「ケアマネ等」という。）が、利用者の居宅（介護予防）サービス計画を個々の利用者の特性に応じて作成するために、利用者の課題分析を行い、解決すべき課題の把握（アセスメント）をします。その際、ケアマネ等は、利用者の心身の状況の把握及び居宅（介護予防）サービスの利用に当たっての医学的所見の把握のため、利用者の心身の状況等について、主治医意見書（写）の提供を保険者に求め、それで不十分な場合においては当該利用者の主治医に対し、診療情報提供等を依頼することになります。

一方、居宅（介護予防）サービス事業者は、サービス担当者会議に出席する等により、当該居宅（介護予防）サービス利用に係る利用者の心身の状況等に関する情報を居宅介護（介護予防）支援事業者と共有することになります。

また、居宅介護（介護予防）支援事業所のケアマネ等は、利用者の居宅（介護予防）サービスの利用について、その実施状況を把握するとともに、利用者の心身の状況等の変化に応じ、居宅（介護予防）サービス計画の変更手続きを行います。その際においても必ずサービス担当者会議を開催し、居宅（介護予防）サービス事業所の担当者は、当該利用者の医学的所見を含めた情報を共有することになります。

したがって、居宅（介護予防）サービス事業者が利用者の心身の状況及び当該居宅（介護予防）サービスの提供に係る医学的所見の把握については、原則として居宅介護（介護予防）支援事業所のケアマネ等を通じて行うことになります。

なお、医療報酬においても保健福祉サービスに必要な情報提供として保険医療機関が診療情報提供料( )を算定できる医療機関以外の施設等としては指定居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターが上げられているだけで、指定居宅(介護予防)サービス事業者は含まれていません。これについては、指定居宅(介護予防)サービス事業所が、併設する介護老人保健施設の名で「診療情報提供」を依頼することも想定されていません。

また、診療情報提供料( )の算定については、患者(利用者)の同意が必要であり、なおかつ患者(利用者)の自己負担を伴うものであることから、不必要な「診療情報提供」を依頼することは慎むべきものと考えます。

## 2. 不適切な利用者に係る診療情報提供依頼の改善について

しかし、この間の「利用者に係る主治医への「診療情報提供」の依頼については、当該居宅介護(介護予防)支援事業所のケアマネ等を通じて行うこと」との度重なる指導にも関わらず、依然として居宅(介護予防)サービス事業所や介護老人保健施設の名で、直接、主治医に対し利用者に係る「診療情報提供」の依頼を行うケースが見受けられ、当該主治医等からも保険者である市に再三の改善要望が寄せられているところです。

つきましては、居宅(介護予防)サービスの提供に係る主治医(医療機関)への診療情報提供の依頼については、原則として居宅介護(介護予防)支援事業者が行い、サービス担当者会議等を通じ、居宅(介護予防)サービス事業者との情報の共有を行うよう、お願いします。

なお、居宅(介護予防)サービス事業者が当該サービスの提供に当たって、「サービス担当者会議における情報の共有や居宅療養管理指導による主治医からの情報提供等によっても健康状態の把握ができない場合において、利用申込者に健康診断書の提出を求めることは可能であり、その費用の負担については利用申込者とサービス提供事業者との協議によるもの」(平成13年3月28日運営基準等に係るQ&A)とされていることを申し添えます。

### お問い合わせ

羽曳野市保健福祉部保険健康室高年介護課  
事業者支援担当

072-958-1111 内線 1390 Fax 072-950-2536

E-mail : kounenkaigo@city.habikino.osaka.jp